

## 消費生活 だより

18歳・19歳の人へ



18歳の誕生日を迎えている人は、すでに大人として、親の同意なく「部屋を借りる」「ローン組んで車を購入する」などの契約ができます。

注意すべきことは、契約にはさまざまな形態があり、「買います」「売ります」などのようにお互いの合意だけで契約が成立することもあります。契約が成立すると、代金を支払うなどの法律上の責任が発生し、原則、一方的に契約を解消することはできません。

トラブルに遭わないためには、こうした契約に関する知識を持つて、その契約が本当に必要

かどうかを慎重に検討するなど、大人の消費者としての自覚と行動を身につけていきましょう。

6月の消費生活相談

西濃6町のどくでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	6/7(火) 21(火)	☎22-1152
QRコードからも予約できます		
関ヶ原町	6/14(火) 28(火)	☎43-0070
養老町	6/6(月) 20(月)	☎32-1108
神戸町	6/13(月) 27(月)	☎27-3111
輪之内町	6/2(木) 16(木)	☎68-0185
安八町	6/9(木) 23(木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

## あったかい 言葉かけ運動

たくさんのが応募ありがとうございます。(原文のまま掲載)

Aさんがケガをした子に「大じょうぶ?」「いたくなかった?」とともにこのことをしんぱいであげていて、とても仲間のことを大切にしていると思いました。わたしも仲間のことを、もっと大切にしたいです。

【東小4年】

朝、登校するときや、学校内ですれ違うときなど、同じ学年の人ももちろん、違う学年の人も「おはよう!」「バイバイ!」と『い・わ・で・あ・い・さ・つ』をしてくれます。相手の方から声をかけると相手がうれしそうにしてくれるから、あいさつしてよかったです。『い・わ・で・あ・い・さ・つ』は大切なことを感じました。

【岩手小6年】

何かを手伝つたりしたとき「ありがとう!」と言つてもらえるのがうれしかつたです。仲間の役に立てたと思えることが、とても自分のスキルになるので、どんどんみんなに「ありがとう」と言われるよう、自分もがんばつて、仲間といっしょに、解決できるようになりたいです。

【府中小5年】

私が係の仕事で、とてもいそがしくあわてていたとき、友だちが「大丈夫?」「手伝おうか?」など、言葉をかけてくれて嬉しかつたし、手伝つてもらった後に、「ありがとう」とお礼を言ふと、「どういたしまして」「全然気にしなくていいよ」「困ったときはお互い様だからね」と言つてくれるので、いつもあつたかい気持ちになります。

【北中1年】

子どもが学校から帰つてくるのを道で待つていると、近所の方に会うことがあります。「ここにちは」といさつを交わしたり、元気なおばあちゃんには「元気!」と世間話をしたりします。そして、最後に「今日は会えてよかつたわ!」と言つてもらえたことがあります。元気をもらえます。

【表佐小保護者】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154